

論文

1930年代中国における輸血の合法性をめぐる論争

——法律的・医学的・倫理的視点からの考察——

王 裕 森*

1 はじめに

本稿は、新聞や雑誌などのテキストの分析を通して、1930年代の中国における輸血医療をめぐる論争について、生命倫理の視点から検討するものである。

アヘン戦争以降、中国は半封建・半植民地社会へと移っていった。キリスト教宣教師をはじめとする外部勢力は、布教活動と並行して医療衛生士の役割も担い、西洋医学の啓蒙・普及活動を行った。また、清朝政府から中華民国政府に至るまで、政府は一連の革新策を試みていた。医療衛生面では、多くの留学生が欧米や日本などに派遣された¹。医療分野では多くの新しい技術や概念が導入され、輸血医学もその内の一つである。しかし、中国社会でこの技術が広く受け入れられるまでには多くの困難があった。一方では、政権分裂による党派闘争と対日戦争の長期化により、医療衛生資源と人材が不足し、他方で、血液に対する中国の伝統的な認識と社会倫理観は輸血技術に巨大な影響をもたらした。

1930年代は南京国民政府の時期であった。北洋軍閥政府の統治を終えた後、初期には対立構造にあった国民党と共産党は1936年に国共合作を実現し、共同で日本軍へ抵抗した。この頃、日本軍も更に中国で勢力範囲を広げており、この戦争によって輸血技術が発展する条件が整えられたといえる。南京、上海とその周辺地区では、国民政府と租界があったために、病院の衛生機構は比較的整備されており、輸血医療を行う際に有利な環境だった。樊（2012）は、行政面で、南京国民政府は行政、立法、検査、司法、試験の「五院」制度を確立したと述べた²。衛生部（後に衛生署に改名）は専門機構として衛生事務の管理を担った。政策法規の面では、南京国民政府は一部の法律の改正や、新しい法律の制定を行った。たとえば、民法典各編は1930年代前後に繰りと公布・施行された。一例として『西洋医学条例』『赤十字会管理条例』『衛生署組織法』などの法令はこの時期に公布された。また、1935年に改正刑法が施行され、1936年5月には『中華民国憲法草案』が公布されるなど、各種法案により比較的安定した法的基盤が整った。

1930年代に刊行された新聞雑誌、特に医学に関する定期刊行物で、輸血技術は広く報道・紹介されるようになった。当時の中国における中医学（中国の伝統医学）の理論観念では、「瀉血」より「補血」が更に重要であるとされ、新聞雑誌では補血に関する廣告が盛んに掲載された。また、五四運動後、自由民主を求める社会風潮が広がり、貴族階級の觀念を打破する思想が強まった。輸血のために有償で提供者を募集する必要が生じた際、それを搾取する側・される側とみなす意識が急速に目覚め、社会の激しい反発を引き起こすようになった。これも本稿で扱う事件の背景の一つである。

本稿は、歴史上の論争を討論することで、献血に対する意識の変化と衝突について理解を試みる。国際的な輸血医学史の研究として、Starr（1998）は二回の世界大戦が輸血技術の発展を推進し、血液の需要を増大させたことを示し³、その後献血を利他主義やボランティア精神を以て促進する觀念が形成されたと主張した。香西（2007）は、

キーワード：輸血、壳血、医学史、生命倫理、中華民国

*立命館大学大学院先端総合学術研究科 2021年度入学 生命領域

戦後の日本における血液事業について論じ、売血と献血ならびにそれらの安全性について重要な関連性を強調している⁴。上記の研究から、献血を医療行為として行う際に、ドナーが「弱者」となる局面に陥りやすいことがわかる。

中国の輸血医学史については、近年、多くの研究成果が公開されるようになった。輸血医学史の概説は、本研究に対して明確な時間軸を提供し、論点の整理を行う上で参考となる。例えば、楊ら（2022）の『中華輸血学 第二版』では、輸血医学の立場から、比較的詳細に中国輸血医学の発展状況が紹介されている⁵。Soon（2016）は、1943年から1945年までに、中国初の血液バンクが誕生したと考察している⁶。殷（2003）や余（2017）らは、中国における血液事業の歴史を概説している^{7・8}。殷の論文は、現在のところ、中国の血液事業の発展を概説した数少ない（おそらく唯一の）日本語論文である。一方、余の著作は、医療人類学の研究枠組みにおいて、中国の血液事業を背景の一部として位置づけて叙述している。医師である周・李（2011）は、一般民衆に向けた通俗医学書の中で、中国における輸血の発展過程を紹介した⁹。また、雷（2014）は軍事医学の角度から、野戦輸血史に対する分析を行った¹⁰。雷の著作は、輸血問題と軍事・戦争との関係について考察を深める上で、本稿にさらなる示唆を与えた。

鄧哲悦（2022）の修士論文では、歴史学の角度から、初めて近代中国における輸血知識の普及と実践について詳細に記述されており、清朝末期から中華人民共和国成立前までの中国人が輸血をするようになった経緯が整理されている¹¹。また、鄧は、1930年代の輸血合法性に関する論争に言及し、大衆の間では輸血に対して様々な見方があり、輸血や売血などの行為によって引き起こされた社会不公平をめぐって大きな論争があったことを指摘した。鄧の研究は、主に歴史事件の陳述と当時の社会情況の記述に集中しており、当時争われた道徳問題に関する分析は不足している。本稿は1930年代の歴史事件を分析し、特に現代医学の実践に関わる法的・倫理的問題も敷衍して議論を行う。

本稿の調査方法は主に文献調査である。文献内容は輸血、献血、売血、借血、捐血を主な調査キーワードとし、1930年代に中国で刊行された新聞と雑誌を主な資料とした。本稿の調査で用いたキーワードは、当時の媒体の記述に基づくものであり、現代における通用語との使用方法には違いが見られる。例えば、「献血」という言葉は、日本では名詞として主に無償で血液を提供する行為を指すが、当時の中国では動詞として使用され、血液を提供する行為全般を指し、有償・無償の区別は含まれていない。また、「借血」や「捐血」は「献血」とほぼ同義で使われていたが、使用場面に若干の違いがあった。「借血」は輸血技術の初期報道で多く見られる表現である一方、「捐血」は戦時期に多用され、特に兵士に対する血液提供を指す場合が多い。また、本研究では、原文が中国語の歴史的資料を多数扱うため、難読が予想される。よって、適宜著者の判断で現代的な表現に翻訳を行い、それについて注で表記する。

本稿では、以下のリサーチクエスチョンに基づいて分析を行う。法律的視点では、当時の法律条項は輸血行為をどのように規定し、制限していたのかを探る。医学的視点では、輸血技術および献血活動のリスクと利点についてどのように議論され、受け入れられていたのかを考察する。倫理的視点では、伝統的な文化観念、社会階級の分化、戦争の需要が、輸血に対する世間の態度をどのように形作ってきたのかを明らかにする。

本稿の構成は以下の通りである。まず、1936年以前の背景について説明する。そして、1936年の広慈医院輸血団事件に至るまでの経緯を整理する。次に、輸血の合法性に関する具体的な議論を法律的・倫理的・医学的視点から検討する。最後に、これらの議論を踏まえて、輸血医療が当時の中国社会に与えた影響を考察する。

上記の分析を通じて、生命倫理の立場から、1930年代の中国における輸血医療をめぐる論争の全体像を明らかにし、その意義を検討することを目的とする。

2 背景：1936年前の輸血事情

本節では、1936年の輸血の合法性をめぐる論争以前の歴史的背景を説明する。輸血医学の教育と実践の面で、西洋の宣教師や留学生団体はいずれも傑出した貢献を果たした。彼らは輸血技術の教育と普及のために教会病院を通じて輸血活動を展開し、医学組織と医学に関する定期刊行物を創刊した。輸血技術に対する一般大衆向けの書物の需要が高まった一方で、売血などの行為は大きな懸念と不安をもたらしていた。輸血需要の増大に伴ってドナー募集広告などの商業活動形態が出現し、論争を招いた。また、輸血の合法性問題に対しても伏線が張られた。

2.1 輸血医療のはじまり

清朝の中期から後期にかけて欧米からの宣教師が多く中国を訪れるようになった。彼らは、博愛の精神を持つ神について宣伝しつつ、西洋医学技術の広い普及にも努めた。輸血法の紹介としては、1857年の英國医師であるベンジャミン・ホブソン（中国名：合信）の『全体新論』がある¹²。『全体新論』では、ハーヴェイの血液循環理論を説明し、輸血法を「借血法」と訳して紹介した。その後、輸血に関する記事は一定の増加を見せた。例えば、『博医会報（The China Medical Journal）』『中華医学雑誌（Chinese Medical Journal）（上海）』『医薬学』『薬報』『新医学』『医事月刊誌』などの医学に関する定期刊行物に、輸血医療を紹介する文章を多く見ることができる¹³。1918年の『中華医学雑誌』では、Kilgoreと劉瑞恒が上海で、初の中国人の血液型について報告を行った¹⁴。また、同仁会が1928年に創設した『同仁会医学雑誌』（後に『同仁医学』に改名）の中にも、輸血医学に関する内容が多く掲載された¹⁵。

医学雑誌だけでなく、一般向けの新聞でも輸血法の紹介文が掲載された。カトリック教会を背景とした新聞『益世報（天津）』『益世報（北京）』『大公報（天津）』などや、日本占領地域であった満州の『盛京時報』にも輸血法の記事が見られる。

輸血知識の科学的説明については、医学雑誌が常に優勢であったことは注目に値する。一般向けの新聞では輸血技術以外の問題へ更なる関心が寄せられ、売血という行為の問題や輸血に伴うリスクの問題が報じられた。

例えば1929年5月14日付『中央日報』の『売血』と題された記事では、売血に対する懸念が示された¹⁶。まず売春婦が肉体を売らざるを得ない悲惨な状況について描かれ、次に現在の社会では貧困層に対する搾取、すなわち売血が行われるようになっていることが報じられた。それに続いて日本、米国、中国における売血者の悲惨な状況が紹介され、それに対する強い懸念が述べられた。同年には『時事新報（上海）』『陝西教育週刊』などにも海外での売血に関するニュースが掲載された^{17,18}。それらの内容はエピソードとして記載されることが多く、否定的な論調が多い。

1930年6月13日の『実報』では、北京の女子学生姉妹3人が売血をして貧血症を患い、その内の1人が死亡したというニュースが掲載され、社会に大きな反響を呼んだ¹⁹。その内容の真実性は医学界から疑問視されているものの、一般大衆には売血行為及び輸血医学技術に関する悪印象が刻まれた。

また、1935年10月19日の『益世報（北京）』に掲載された『売血』という文学作品では、輸血行為が次のように描写されている²⁰。

ある日、馬富貴の母親は、彼に注射を打つように言った。馬富貴は無自覚に父親について某病院に入った。彼は疑問に感じ、父親に尋ねた。

「どんな薬を打ってくれるのか？」

父親は以下のように答えた。

「これは薬じゃない、他人の血だ。お前の体を補うためだ。」

この頃、血液の供給源は貧困層であることが暗黙の了解とされ、血液は薬物よりも栄養食品に近い存在とされていた。当時の見方では、輸血と、過去に行われていた補血・養生の行為は密接に関連している。新聞記事の記述を見ると、輸血技術に関する社会的理解は、富裕層による貧困層の搾取、西側植民者による一般大衆の抑圧に近いものであったと読み取れる。また、1931年『申報』に掲載された記事のように、要人など社会的上層部が病気に直面した時に輸血法を広く使用していることを紹介する内容が増えたことから、このような固定的なイメージも強化された²¹。これらに伴い、ドナーは大きな倫理的ストレスを背負うこととなった。

2.2 ドナー募集広告の登場

ドナー募集広告については、当時の上海の病院が打ち出した内容が注目に値する。1936年2月4日～9日の間、大華病院のドナー募集の広告が『申報』に掲載され、話題を呼んだ²²。それ以前のドナーの募集記事は、病院で緊急に血液を必要としている患者のために掲載されるものだったが、大華病院は事前にドナーを募集する広告を出した。

そして、2月10日からこの広告をめぐって批判や論争が生じた。『申報』には、「不景気深刻化、誰かが自分の血液を売り渡す」という批判文が掲載された²³。引き続き11日には「金のために命を捨てるのか」と批判も殺到した²⁴。主な内容は、貧困層の献血を通じた搾取は事実と判断された。しかし、大華医院は1926年に設立され、当初はわずか8床という貴族を対象とした私立病院だったので、これ以上の論争にはならなかった²⁵。

この時点では、ドナーの募集はまだ個人的な行為だったが、その後に掲載された、広慈病院での輸血団結成に関する記事は、さらに激しい論争を引き起こした。この論争で対立していた主体は、双方とも明確な職業的特徴を持っている。

3 輸血の合法性に関する議論

この節では、1936年の輸血の合法性に関する論争について、簡単に整理と説明を行う。その後、弁護士と医師それぞれの視点から分析することで、論争の際の問題点を明らかにしたい。

3.1 広慈病院の輸血団募集事件

1936年9月29日に『新聞報』『鉄報』の両誌で、上海の広慈病院（現・瑞金病院）の輸血団募集の記事が同時に掲載された^{26,27}。

広慈病院：輸血団の結成を図る－医師宋才賓が主導

近年、当地の経済不況はますます深刻化し、失業人口は毎日増加している。就業試験や求人の機会があるたびに、志願者や応募者の数は常に雇用主の需要をはるかに上回り、競争の激しさは想像を絶するほどである。さらに、一部の貧血患者が輸血を必要としたとき、数十人が争って売血に応募することもあり、社会で売血を希望する者がいかに多いかを知ることができる。

こうした背景から、広慈病院の医師宋才賓はこの病院内に「輸血団」を組織し、売血と買血に関連する事柄へ専門的な対応を行なった。自分の血液を売りたい者は誰でも、広慈病院の化学検査部門に行って宋医師に連絡を取り、身体検査を行い、条件を満たした後に輸血を行うことができる。（新聞報：中華民国25年9月29日 第三枚）

上記の記事が掲載されたことで、献血の合法性がさらに議論されることとなった²⁸。問題視されたのは、売血者を集めて、定期的に献血団を結成することの是非についてであった。

同年10月5日、上海弁護士会のメンバーだった袁正道弁護士は、司法による輸血の禁止を期待して、弁護士会から司法院司法行政部へ輸血が違法か否かについて説明するよう求める特別提案を行った²⁹。袁は「①採血直後は身体が危険にさらされている…血は生命の要であり、それが充実していれば身体は強く、弱ければ弱く、枯渇すれば死ぬ…②このような傷害は自発的なものであるが、自発的な傷害は自殺に等しく、他人の自殺を教唆または帮助することは犯罪である。③病院の医師が輸血団を組織して貧しい人々を誘い、利益を得ることは法的倫理に反する」などと主張した³⁰。

10月16日の上海弁護士会連席会議で袁が訴えたのは、1935年中華民国刑法第23章傷害罪の第277条「人の身体または健康を害した者は、3年以下の懲役もしくは拘留または千元以下の罰金に処する。前記の犯罪の結果、死亡させた者は、無期または7年以上の懲役に処し、重傷を負わせた者は、3年以上10年以下の懲役に処する」を売血に適用できるかどうかを提案するものであった³¹。

10月17日には刑法の刑事責任について補足があった。「刑法第2章第22条（業務上の適正行為は罰しない）によれば、適正業務行為とは、医療職の場合、盲腸炎の救急手術や切除など、患者の状態に照らして必要な場合に適正な手術を行うことであり、そこには罰則はない。要介護者の世話をせず、その結果死亡させた場合は、殺人罪が成立する。輸血は、人の救済と傷害を同時に行う行為であり、有用な効果がない場合もある。したがってこれをいわゆる不正行為と判断するというものである」と説明された^{32,33}。

一連の議論に対し、医師である宋国賓は10月13日に反論した。前述の質疑について以下のように述べている。「①

血液は再生可能であり、輸血はドナーを死に至らしめるほどのものではない。②輸血は正当行為と判断され、傷害ではない。③貧しい人から血を抜いて金持ちに与えるというのは、確かに非人道的であり、さらなる議論が必要である。しかし、輸血は犯罪ではないし、ドナーも金銭目的で献血しているのではなく、宗教の教義に基づき、また中国固有の概念である『孝』などの道徳・倫理観に基づいて献血を行なっている。さらに、戦闘中に負傷した兵士たちへ献血を施すことにはとても価値がある」³⁴。また、他の人物も海外の事例を引用し、一連の議論に反発した³⁵。ドナーの献血行為には多様性があると示された。これは、半封建・半植民地社会という背景ならびに儒教国家としての家の思想とも関連するものであった。

もう一人の医師、莊畏仲も11月6日に発表した文章で、袁の意見に反論している。莊は次の言葉で血液提供の背景について簡単な説明を行った。「献血者は公益または利益のために血液を提供するが、彼らは付加的な医学的条件を満たさなくては献血することはできず、血液型が一致し、身体能力が比較的良好者だけが献血可能である。また血液提供量にも規定があり、短時間で体力を回復でき、献血者の仕事に影響を及ぼさない量でなければならない。ドナーに対しては献血後、必要な栄養と薬物が与えられる。また、輸血団が組織された理由は、血液を必要とする失血患者が多い中で、現在無償の献血者を募集しておらず、有償で献血者を募集するためである」³⁶。

これに加え、莊は法文を引用し以下のように弁明している。

まず、刑法第23章第282条では、人を教唆し若しくは帮助して自傷させ、又は人の嘱託若しくは承諾を得て人を傷害し、重傷を負わせた場合には3年以下の有期懲役に処するとされている。これにより死亡させた場合には6ヶ月以上5年以下の有期懲役に処するとされている。ただし、刑法総則第1条により、行為の処罰は明文の規定がある場合に限られる³⁷。

輸血行為が自傷教唆や傷害行為に近いとみなされる場合でも、重傷を負わせた要件がない限り犯罪とはならない。重傷の定義は法例第1章第10条第6項「身体または健康に重大かつ不治または難治の傷害を与えること」とされている³⁸。しかし、医師が十分な注意を払った場合、輸血によってそのような傷害が生じる可能性は極めて低い。そのため、輸血行為が刑法第282条に基づく犯罪とされることは困難である。また、刑法には未遂行為を処罰する特例規定がないため、科学的かつ道徳的な輸血行為を無理に有罪とすることは、適切ではない。

刑法第2章の刑事責任・第22条の業務上正当な行為は罰しないという規定について、莊は以下の見解をまとめた³⁹。

①袁弁護士は血液の売買は患者に実際の利益がなく、これは医学の常識が十分に普及していないことの表れだと指摘した。袁は更に「輸血が有益であっても、その目的は金持ちをより強くし、貧乏人をより弱くするためであり、その結果、金持ちは生存し、貧乏人は死亡することになる。袁は貧富の区別なく、輸血を直接殺人や人命救助の行為と見なしているが、この見方はあまりにも偏狭である。②一方、彼は医者が患者を治療する時、患者の失血が多すぎる場合には、更に深刻な結果を避けるために、患者の同族の中で同じ血液型の者から輸血するかもしれないと言及した。しかし、同族からの輸血においては傷害を教唆し、承諾した疑いがないのなら、これは矛盾しているのではないか」と疑問を呈した⁴⁰。③もし袁弁護士の言い方に従えば、輸血行為は現実では実現できない。なぜなら袁は輸血が業務上の正当な行為だとは全く考えていないからである。しかし、袁はまた、同族の間で輸血を行うことができると言及し、これは輸血がある場合には受け入れられることを示唆しているようである。したがって、袁が輸血に反対したのは、主に貧しい人の境遇に危惧を抱いていたが、苦しんでいる病人には配慮していかなかったからだと断定できる。袁弁護士は慈悲の心を持っていましたかもしれないが、博愛精神に欠けると非難された⁴¹。

司法院が最終的に正確な説明をしたかどうかについての資料は今のところ見つかっていないが、おそらく説明はしなかったものと考えられる。このように推測される理由の一つとして、上海弁護士公会が推挙した審査担当委員の一人である沈鈞儒が1936年11月に逮捕され、事件の進行に支障をきたしたことが挙げられる⁴²。一方、1937年に入って戦争態勢が厳しさを増し、戦場での血液需要が高まったため、この論争は中断されることになった。

3.2 合法性問題に関する論議

まず、『申報』上で発表された、輸血は不正行為であるという袁の観点を分析する。袁弁護士は輸血医学の正当性に疑問を提起し、ドナーの健康へ懸念を表明した。その他、輸血団の募集には搾取の性質が現れており、更に法に

よる社会的不公平との見方を示した。そして、法律の角度から、有害行為を支持すべきではなく、輸血は個人の身体を傷つけるだけでなく、長期的に見ても社会と種族の健康に対する侵害であると述べた。

袁は刑法第22条の業務上の正当行為不罰に関する規定を引用した。医師が合法的に職務を遂行した場合、特定の医療行為においては刑事責任を免れる。しかし、袁が疑問視したのは、有償の輸血が正当な医療行為と見なされるかどうかである。袁は、有償の輸血は医療上の必要性がないだけでなく、ドナーに潜在的な危害を与える可能性があるため、正当な業務行為と見なさるべきではなく、輸血は人の命を救うことができるという理由だけでは、その合法性に十分な根拠を提供しないと主張した。袁は、法律が注目すべきは、一人の患者の利益だけでなく、すべての参加者の健康と権利だと考えた。特に輸血団の募集広告では、貧困層を直接名指して献血に参加するよう呼びかけている。このような他人の健康を犠牲にして利益を得る行為は、医学倫理と社会風俗道德に反すると袁は述べた。

刑法第277条の引用について、袁が第277条傷害罪の内容を提案したのは、ドナーの健康に害を及ぼす可能性に着目したものと筆者は推測する。献血行為は侵襲行為であり、自発的なものであっても、ドナーの身体や健康に害を及ぼす可能性があれば傷害行為になる。

袁弁護士は、輸血行為には危険性があるとの見方を示した。献血者が血液を提供した後、体は傷害を受けて衰弱し、甚だしきに至っては死亡する。10月17日の報道で、袁は、以下のように主張した。

大量の貧困者が売血を余儀なくされた時、このような行為は個人の健康問題だけではなく、更に広範な人種の健康と社会問題にも波及する。これは倫理道德と法律に対する二重の侵害である。また、輸血技術支持者は、献血者は休養後に健康を回復することができると考えているが、刑法が犯罪と認定する基準は行為を行った時の結果に基づいており、事後の回復状況に基づくものではない。したがって、献血者がその後に回復したとしても、採血時の侵襲傷害は依然として違法行為である。

また、血液を寄付する行為には、慈善と経済利益の衝突がある。金銭によって貧困者を募集して血液を売らせる行為は、慈善の本来の意味に反し、本質的には貧困者の健康を損なわせて『貧乏人の精血』を富裕者の体の栄養品にすることである。このような社会的不平等と経済的搾取が存在する行為は慈善とは言えない⁴³。

続いて、医師団体の立場を分析する。おおまかに言えば、医師団体の考えは、袁弁護士には輸血の医学的知識が不足しているために誤解や偏った見方が生まれたというものである。医師たちはそれぞれ医学、法律、社会倫理などの角度から論駁を試みた。医師たちは、輸血は有効で合理的な医療行為であると考え、献血者の募集に積極的な態度を持っていたのである。

医学の立場から、まず、血液は再生可能であることを強調し、輸血が献血者に深刻な健康危害をもたらすという袁弁護士の説に反論した。献血者は献血後に少し休養するだけで健康を回復できるため、採血は献血者に長期的・致命的な傷害をもたらすことではないと示したのである。それに加えて、輸血は科学的・医学的根拠に基づいた有効な医療行為であると主張した。莊医師は、献血者は事前に厳格な医学的スクリーニングを受ける必要があり、健康状態が良好で血液型が一致した者だけがドナーに選ばれると指摘し、また、献血後には十分な栄養補給と薬物治療を受け、医師は健康に影響を及ぼさないよう対処することを強調した。

法律の角度からは、莊医師が刑法第23章第282条を引用し、自発的な献血行為は医師による自傷行為の教唆または帮助と見なさるべきではないと指摘した。第10条6項の記述するように、輸血は献血者に「重大なる不治又は難治の障害」を引き起こしていないためである⁴⁴。医師が事前に検査を行い、必要な安全措置を取っていれば、傷害行為と見なさるべきではない。そのため、法律上、輸血行為が犯罪であるとは明確に規定されておらず、輸血行為を処罰する十分な法的根拠もない。また、正当性の問題について、輸血行為は医学・科学に基づいて行われ、業界の基準に合致しているため、合法的かつ正当な業務行為と見なさるべきであると、莊医師は反論した。

社会的および倫理的な観念について、医師団体は、献血者の動機は経済的利益のみならず、宗教的信念、倫理的観念（孝道など）、または社会的責任に基づく場合もあり、多様な動機で血液を提供すべきであるとの考えを示した。袁弁護士は、寄付者の自発的な奉仕の道徳的動機を提供すべきではないと主張したが、医師団体は、輸血は単なる医学的手段に留まらず、戦時の救援や生命救助という背景の下で、高尚な社会責任の表現になると反論した。また、

有償での募集の主な目的は医療需要を満たすためであり、貧困者の搾取ではないため、輸血を偏狭に理解すべきではないとも述べた。また、袁弁護士の観点の限界について医師団体は、貧困者に同情しつつも患者の命を救うことは軽視されており、医学的事実に対する全面的な配慮が欠けていると指摘した。

袁正道弁護士と医師団体の間の論争には、医学と、法律・社会倫理の間の深刻な相違が反映されている。袁弁護士は、法律と社会正義の角度から、輸血行為の合法性と正当性、特に有償輸血による貧困者の搾取を質疑した。他方、医師団体は医学知識と社会責任に基づき、輸血は一つの科学的かつ有効な救命手段であり、その経済性質によって否定されるべきではないとした。双方の主張に、当時の社会における新興医学技術への認識と受容の度合いの違いが現れている。それに加えて、社会における経済的な不平等と法的正義の複雑な交錯も垣間見える。言い換えれば、当時の社会には、法的正義と医学的正義への期待に矛盾関係が存在していたのである。

4 考察

本節では、広慈病院の輸血団募集広告に発端した事件について、生命倫理4原則と伝統的漢方医学と西洋医学との差異に基づいて、この論争が生じた原因を検討する。次に、輸血医学の正当性と戦争との関連を論じる。

4.1 生命倫理4原則に基づいた事件発生原因の検討

ビーチャムらの掲げた生命倫理4原則は、(1) 自律に対する尊重 (respect for autonomy)、(2) 無危害 (nonmaleficence)、(3) 善行 (beneficence)、(4) 正義 (justice) から成り立っている。本稿では、まずこの4原則に基づいて論争の原因を検討する⁴⁵。

(1) 自律に対する尊重 (respect for autonomy)

この原則で、個人の決定と行動は尊重されなければならない。袁弁護士の主張では、献血者は経済的压力の下で血を売ることを選択しており、それは完全な自由意思に属さない強制された行為である。生存のためにせざるを得ないとき、ドナーは自分が血を売るかどうかを決定する真の自律性を持っていると言えるのだろうか？当時の民衆には、十分な医学的知識とリスクへの認識が不足しており、このような決定は、法律と倫理の上では、正当な判断能力に基づいているとは言い難い。例えば一部の新聞は、春を売ることと血を売ることを並列に描写し、売春は肉体を売ることであり、売血は血液あるいは魂を売ることであると主張した⁴⁶。それぞれの行為は、形式的には「自発的」意思に基づくかもしれないが、高い生存ストレスにさらされる状況下では、行為の自発性は大きく損なわれている。このほか、莊医師は袁弁護士に、献血者は一定の健康診断を受けると回答したが、その内容については具体的に述べられず、このことも献血行為への疑問を引き起こした。このことからもインフォームド・コンセントの重要性が示唆される。

(2) 無危害 (nonmaleficence)

輸血行為がドナーに深刻な傷害を与える懸念において、袁弁護士は生命の不可侵性を表明した。売血行為は個人の生命の剥奪につながり、この剥奪はたとえ「自発的」であっても、法律と道徳を侵害する可能性があると袁は考えた。特に組織的な売血行為は、貧困者の苦境を利用して血液採取を実現するため、ドナーの健康を軽視している疑いがある。それに対して莊医師は、献血前にスクリーニング検査を行い、輸血後には献血者へ十分な医学的ケアを与えることで、彼らが献血行為によって長期的な健康被害を受けないよう配慮していると述べた。

(3) 善行 (beneficence)

善行の原則は、医療行為が患者または被験者に最大限の利益をもたらすことを求める。袁弁護士は、組織輸血団での売血は、実際のところ善行の原則に沿っていない可能性を指摘した。輸血によって患者の命を救うことができるが、もしこれが輸血者の健康被害に基づいたものならば、その善行の正当性は疑問視されるべきとの見方である。さらに、当時の献血が富裕層の命を救うために弱者の利益を犠牲にした可能性があり、その正当性は揺らぐものと考えられる。

さらに、ドナーは、売血をしたことで貧困層というレッテルを貼られる可能性があり、長期にわたって定期的に献血を行うことで他の生活の糧を失う危険性があったと考えられる。そのため、献血者が身体的な損傷だけでなく

倫理的にも非難される可能性があることから、当時の献血はドナーの利益に反しているといえる。

(4) 正義 (justice)

正義については、前節の終わりで述べたように、この論争には法律と医学、それぞれの立場で異なる「正義」が存在する。法の正義は、法律による生命権と身体権の基本的な保護を期待されていた。そのため、袁弁護士は、金持ちが貧乏人の血液を買って健康を得る一方、貧乏人は血を売ることで健康を損ない、ひいては命を落とす可能性があるために、献血行為は社会の不平等を激化させることから、正義の原則に違反すると主張した。袁弁護士によれば、売血は不合理な資源分配であり、さらに売血は不公正な社会環境の中で実施されたものであることから法律の公平性に反するため、法的に認可されるべきではない。その上、法的正義は法律の規範性を実現する必要がある。袁弁護士は、売血のような短期的に見れば利益的な行為にはリスクが存在すると述べ、献血者へ長期的に制御不可能なリスクをもたらす可能性があると懸念したのである。

一方、医学的正義への期待は、いかに資源を合理的・有効に利用し、医療手段によって生命を救い、苦痛を軽減するかに集中している。医師たちは輸血の医学的価値を強調し、輸血によって危篤状態の生命を救うことができ、これは医学による善行だと考えた。そのため、医学界は社会がこのような医療行為を承認・支持し、それを合法かつ正当な医療実践と見なすことを期待していた。また、医学的正義は、医師にさらなる専門的な自主性を与え、また、医師の下す専門的な判断を尊重すべきと考える。輸血は医療手段の一つとして尊重されるべきであり、社会から誤解を受けたり、法律の制限によって禁止されたりするべきではないと主張された。医師に自主的な意思決定を与えることで、医療の効率が向上する。したがって、富裕者が栄養補給のために血液を必要とした際、医師は金銭的な対価によって患者の需要を満たす権利がある。このように、医学的正義の主張は法的正義の主張と矛盾する。

他方で、社会は法の正義と医学の正義に対し、それぞれ異なる期待を抱く可能性があり、ここにも矛盾が見られる。例えば、貧困者の保護と、患者の救済または医療上の需要との矛盾である。法の正義は弱者の地位が軽視されないように個人の権利を保護することに重点を置く一方、医学の正義は社会全体またはより広範な集団に、有益性及びリスクコントロールを確保し、一定の短期的な傷害を許容する。その際、弱者の権利保障に対する期待と、生命を救い公共の健康を確保する期待が同時に存在する。この矛盾は、両者の間に存在する異なるリスク評価方式であり、これにより両者の正義に相違が生じた。

4.2 伝統的な身体観と西洋医学の違いとの影響

本項では、輸血の合法性問題に関する論争において、伝統的な漢方医学思想の根深さと西洋医学が新たにもたらした衝撃を検証する。

中国伝統医学（中医学）は、ホリスティックな観点から人体の理解を試みるものである。中医では、「精（ジン）」「氣（キ）」「血（ケツ）」「津液（シンエキ）」「神（シン）」という理論的な概念が提唱される。これらの概念は、生理的、病理的、診断的、治療的な側面を幅広くカバーし、これらは相互に関連し合いながら、身体の生命活動を維持・調整するために機能するとされる。

中医学で血液は、身体を構成し、生命活動を維持する基本物質の一つである。血液は、身体に栄養を供給する役割を果たし、臓器や組織が健康であるためには十分な血液が必要である。具体的には、皮膚や髪につやがある状態や、骨や筋肉が強健であるために、十分な血液が必要とされる。また、血液は健康な精神活動を維持するためにも重要で、血液が十分であれば、エネルギーが充実し、記憶力の低下・不眠・めまい・イライラなどの症状がない状態になると考えられる。さらに、中医学で血液は身体のバランスを調整・維持する役割も担う。外部からの邪氣（風邪など）に対抗する力を持ち、血液が豊富で健全な状態にあると外部からの菌などの侵入を防ぐことができるとされた。加えて、血液は乳汁や月経を生成でき、女性が胎児を育むためにはやはり十分な血液が必要とされた。

Erwin (2006) は、中国の伝統意識では、血と親族関係には繋がりがあると指摘した⁴⁷。余 (2017) は「血は身体の一部として、個人と親族の特定の要素を保持し、個人のアイデンティティと親族のつながりの絆として機能する」と考えられている」と評価した。このことから、中国における血液の伝統的な理解の他の側面、すなわち血液の隠喩あるいは文化的な属性を見出すことができる⁴⁸。余 (2017)、孫 (2023) の研究で、血液は次のような属性を持つと整理された^{49,50}。

まず、前述の血液と親族との関係である。「血」の漢字には親族という意味が含まれ、これは「血統（けつとう）」「血縁（けつえん）」「血親（けつしん）」といった言葉にあらわれている。すなわち、血液は、親族システムや家族間の血縁関係を表し、連帯感を強調するものであると言える。

次に、血液と結盟や誓約の関係である。「歃血為盟（そうけついめい）」という故事成句は「血の誓い」を意味し、血を啜って盟を結ぶことは忠誠の絆を結ぶための厳肅な方法であった。いわゆる「血の誓い」の儀式では、動物の血を口に塗り、それを飲むことで忠誠心を表す。春秋時代や戦国時代では同盟を結ぶことが流行し、それに参加する者は血を飲む必要があり、当時は主に羊の血が使われた。ここでも瀉血の代わりに血を飲むことが表現されている。そのほか、血液には、労働（「血汗」）、人の感情（「冷血」、「熱血」）、暴力表現（「血洗」、「血腥」）、色彩（「血紅」）などの意味がある⁵¹。

他方、西洋医学は、物理的・機械的な角度から人体理解を試みており、解剖学、組織学と細胞学などの学問に基づいた理解がなされている⁵²。西洋医学の発展においては、人体を各部分に分解し、各部分がどのように機能し、相互作用するかを分析してきた。これにより、初期に盛んに行われた瀉血療法から、血液循環理論、そして血液型と輸血技術の出現に至った。この西洋医学がもたらした新しい理論構造が、中国社会で普及し、受け入れられるまでには時間を要した。

総じて言うと、中医学は内部の調和と循環を重視し、非自然的な排泄方法をできるだけ減らすことを目指している。したがって、中医学の考えに基づけば、瀉血のような技術を行えば、人体の内部バランスが崩れ、気などに連鎖的な影響を与えて活力を消散させる可能性があると考えられる。この点において、明確に西洋の瀉血療法とは対照的であり、中医学の影響下では、人々は一般的に補血によって血液を充実させることが多い⁵³。輸血技術は瀉血療法に近似していることから、論争の巻き起こった19世紀当時、その治療法が急速に一般に受け入れられるには至らなかった。また、西洋医学技術は、外部勢力侵入の派生品という扱いも受けていた。19世紀当時、反植民主義や外部勢力の侵入に反対する意識がある中で、一部の人々は西洋医学に抵抗を抱いていたのである。

袁弁護士の意見は、部分的に中国の伝統的な身体に対する見方に帰することができる。袁弁護士は血液が生命の核心の一つであるという見解を持っており、流血することや血液を体外に取り出すことは身体の完全性と尊厳への破壊と見なしていた。中国の伝統的な血液文化への認知を以ってすれば、なぜ袁弁護士が長期的な輸血行為が人種と社会に悪影響を与えると考えたのかについても容易に理解できる。

4.3 輸血正当性の主張と戦争の関係

最後、輸血の正当性についての主張と戦争の関係を議論する。1936年末に国共両党は抗日に向けて内戦の一時停止を締結した。1937年に日中戦争は急速に拡大し、中国は日本との全面的な戦争局面に入った。このことも輸血医学に大きな契機をもたらした。文化の面では、「血」という言葉に、医学上の血液とは異なる二つの意味が加えられた。第一に戦争の前線にいる兵士が負傷して流した血、そして、第二に後方の人々が献血した血である。この時、献血行為には明確な愛国主義の動機が与えられた。

この時期、戦場での死傷者は絶えず増加し、それと同時に医療サービス、特に戦時救急、輸血などの技術の需要も高まった。輸血は兵士を救う重要な手段の一つになり、輸血医学は急速に発展した。戦争中、医師と社会は、社会的な階級属性よりもいかに有効に生命を救うかに注目するようになった。緊迫した段階では、富める者も貧しい者もすべて国家の一部になり、戦争救援の重要な構成要素の一つとなったのである。

輸血の正当性から言えば、戦争の発生により、富裕層・上流階級の疾病治療としての輸血行為は大きく減少し、当時の医学価値では救急・救命の意義に重点が置かれるようになった。そして、兵士の救命を優先する考えは、医学の急速な科学化と伝統観念の払拭への後押しとなった。医者と患者の関係は均衡の取れた状態に近づき、医者は輸血の利益とリスクを判断し、患者が最大の利益を獲得できるよう考えるようになったのである。

5 おわりに

本稿は、1930年代の中国における輸血の合法性に関する論争を法律・医学・倫理の観点から分析した。それにより、

伝統的観念と現代的観念の衝突とその後の融合や、戦争が医療技術の発展にもたらした影響を明らかにし、中国の現代医療の発展の道程を理解するための歴史的な資料や事例を示すことができた。血液や献血を巡る文化的・倫理的観念の相違や共通点を示したことは、学術交流を深化させる一助となると考えられる。

ただし、本研究にはいくつかの限界がある。まず、本研究は主に文献資料に基づいており、特に当時の新聞記事や報道の分析が中心である。これらの資料の多くはドナー自身の状況や意識を直接反映するものではなく、社会的背景や第三者の視点のものであるため、ドナーをはじめとする一個人の輸血に対する意識の理解にあたっては限界がある。次に、生命倫理の四原則を用いた議論は、普遍的な分析の枠組みとして有効ではあるが、1930年代という特殊な歴史的・文化的背景への適用においては、その視点を現代的なものに偏らせていく可能性がある。例えば、当時の「自律性」は戦争や経済的・社会的制約に大きく影響されたものであり、完全に個人の選択として理解することは難しい。

今後の課題として、危機下（戦争、自然災害、パンデミックなど）における献血と倫理的課題をさらに掘り下げる必要がある。また、危機的状況や平時での様々な状況での献血を比較し、それぞれの場面におけるドナーの自律性や正義の実現について、具体的な方法論を検討したい。

参考文献および注

- 1 齊睿娟.高大紅.陳瑩.近代日美医学留学生的特点及对中国近现代医薬学的貢献.医学教育与实践 2017;25 (4):588-591
- 2 樊波.民国衛生法制研究.中国中医科学院中国医史文献研究所.2012 年度博士論文 2012
- 3 Starr. Blood: An Epic History of Medicine and Commerce. London: Warner;1998. (羅衛芳.郭樹人訳.血：一种神奇液体的史詩傳奇.2001)
- 4 香西豊子.流通する「人体」——献血・献血・臓器提供の歴史.東京：勁草書房；2007
- 5 楊成民.楊寶田ら.中国輸血医学の起步与發展和未来.楊成民ら編.中華輸血学 第二版.北京：人民衛生出版社；2022.p.22-40
- 6 Soon. Blood, Soy Milk, and Vitality: The Wartime Origins of Blood Banking in China, 1943-45. Bulletin of the History of Medicine 2016; 90 (3): 424-454
- 7 殷國慶.河原和夫.中国における血液事業の展開と課題.日本輸血学会雑誌 2003; 49 (4): 568-571
- 8 余成普.生命的礼物：血液捐贈的理論与実践.北京：科学出版社；2017.p29-42
- 9 周華友.李碧娟.輸血，从蒙昧到科学.人民衛生出版社；2011
- 10 雷二慶.李芳ら.野戦輸血史研究.軍事医学科学出版社；2014
- 11 鄧哲悅.輸血知識在近代中国的伝播与実践.華中師範大学歴史文化学院.2022 年度修士論文 2022
- 12 合信.全体新論.京都：勝村治右衛門.早稲田大学図書館；1857
- 13 崔軍鋒.中国博医会与中国现代医学の発展 (1886-1932).北京：社会科学文献出版社；2024
- 14 Kilgore. LIU. Iso-agglutination tests applied to chinese bloods for transfusion compatibility. Chinese Medical Journal 1918; 32 (1)
- 15 鄭.前掲 11, p20-21
- 16 夢仙.壳血.中央日報.1929.5.14. 全国報刊索引データベース（上海市図書館）
- 17 順良.日本学生之壳血生涯.時事新報（上海）.1929.4.11. 全国報刊索引データベース（上海市図書館）
- 18 世界珍聞五則：(4) 壳血為生的大学生.陝西教育週刊.1929;2 (43):27-28. 全国報刊索引データベース（上海市図書館）
- 19 女学生壳血—某外国医院之残酷行為 既違背天理復有乖人道. 実報.1930.6.13 (GPA: Late Qing and Republican-Era Chinese Newspapers collection)
- 20 夜星.壳血的人.益世報（北京）.1935.10.19. 中国歴史文献総庫近代報紙データベース（中国国家図書館）
- 21 馮軼裴之病况.第 20912 期.申報.1931.6.24;8. 申報全文データベース
- 22 大華醫院爲輸血治病徵求供血人廣告.第 22543 号.申報.1936.2.4;20. 申報全文データベース
- 23 不景氣深刻化 有人出壳血液.第 22549 号.申報.1936.2.10;11. 申報全文データベース
- 24 本埠增刊 談言 要錢不要命.第 22556 号.申報.1936.2.17;19. 申報全文データベース
- 25 徐匯区大華医院.上海市徐匯区人民政府.参照 2022-5-6: <http://www.xuhui.gov.cn/gzfw-cssh-yl/20200310/247486.html>
- 26 広慈医院組織輸血團－由医師宋才賓医師主持ち.新聞報.1936.9.29. 全国報刊索引データベース（上海市図書館）
- 27 豹.紙上蒼生集－輸血團.鉄報.1936.9.2. 全国報刊索引データベース（上海市図書館）
- 28 以血液為商品 広慈医院組輸血團.時報.1936.9.29;3. 全国報刊索引データベース（上海市図書館）

王 1930 年代中国における輸血の合法性をめぐる論争

- 29 袁正道律師請呈部解釈 輸血是否犯法 富者壯而貧者弱富者生而貧者死 自願受傷無異自殺 . 第 22785 号 . 申報 .1936.10.5;12. 申報全文データベース
- 30 申報 . 前掲 29
- 31 律師公會 執監連席會議 . 第 22795 号 . 申報 .1936.10.16;14. 申報全文データベース
- 32 司法省調査課訳編 . 中華民国刑法刑事訴訟法 . 司法省調査課 .1935.2024-08-04: 国立国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1272676>. この法令は日本語の訳書があるが、現代的な言葉遣いとは異なるため、読みやすさを考慮し、資料を参照して著者が翻訳し直した。
- 33 袁正道律師認定輸血為非正当行為 抽血較重於吮精 . 第 22796 号 . 申報 .1936.10.17;11. 申報全文データベース
- 34 宋國賓 . 医薬專刊 輸血問題 . 第 22792 号 . 申報 .1936.10.13;17. 申報全文データベース
- 35 蔣益生 . 輸血解釋 (上) . 第 22820 号 . 申報 .1936.11.10;15. 申報全文データベース
- 36 莊畏仲 . 輸血給血之医学及法律觀 . 時事新報 (上海).1936.11.6;7. 全国報刊索引データベース (上海市図書館)
- 37 司法省調査課訳編 . 前掲 32
- 38 司法省調査課訳編 . 前掲 32
- 39 莊畏仲 . 前掲 36
- 40 莊畏仲 . 前掲 36
- 41 莊畏仲 . 前掲 36
- 42 有政治關係 沈鈞儒等昨被捕 . 大日報 .1936.11.24;1. 全国報刊索引データベース (上海市図書館)
- 43 申報 . 前掲 33
- 44 司法省調査課訳編 . 前掲 32
- 45 横則章 . 生命倫理学の方法論 . 今井道夫 . 森下直貴編 . 生命倫理学の基本構図 (シリーズ生命倫理学). 丸善出版
- 46 夢仙 . 前掲 16
- 47 Erwin. The Circulatory System: Blood Procurement, AIDS, and the Social Body in China. *Medical Anthropology Quarterly*;2006. 20 (2). p.139–159.
- 48 余 . 前掲 8, p.23
- 49 余 . 前掲 8, p.23-28
- 50 孫毅 . 漢英 “ 血 (blood) ” 隱喻詞簇異同及其体認語言学—文化脚本理據闡發 . 外国語文 (双月刊); 2023. 39 (1). p.31-42.
- 51 注 : 余と孫は、血の親族関係と結盟関係について似たような表現をしているが、孫の方が労働の意味、語彙の例示に要点を置いている。
- 52 ウィリアム バイナム . The History of Medicine (Medical). (鈴木晃仁 . 鈴木実佳訳 . 医学の歴史 (サイエンス・パレット 29)). 丸善出版
- 53 栗山茂久 . The Expressiveness of the Body and the Divergence of Greek and Chinese Medicine; 1999. (陳信宏 . 張乾訳 . 身体的語言 - 古希腊医学和中医之比較 . 上海書店出版社 . p.177-216)

An Investigation into the Legitimacy Debate on Blood Transfusions in 1930s China — Legal, Medical, and Ethical Perspectives

WANG Yusen

Abstract:

Overview The following debates on the legitimacy and morality of blood transfusion technology developed in 1930s China.

Various opinions regarding the incident of the Blood Transfusion Group in 1936, which happened in Guangci Hospital, are explained in the first part of the paper. Critical analysis of the diverse opinions from a legal and medical point of view reveals some of the social values of China during those times.

From this polarized debate, ethical dilemmas are weighed by applying the four principles of bioethics. And the article now proceeds to make a comparison between the traditional medicine of China and the practice of medicine in the West to explore how these different paradigms influenced societal attitudes and a process for accepting blood transfusion technology. It also details how the outbreak of war propelled and served as a catalyst in increasing reception within society for medical technologies.

It debates legal, medical, and ethical issues concerning the conflict and integration of traditional versus modern ideas in China and the influence of War on the understanding of modern medicine.

Keywords: blood transfusion, selling blood, history of medicine, bioethics, Republic of China

1930年代中国における輸血の合法性をめぐる論争 ——法律的・医学的・倫理的視点からの考察——

王 裕森

要旨：

本論文は、1930年代の中国における輸血技術の合法性と道徳性に関する論争について論じるものである。

まず、1936年に発生した広慈病院における輸血団組織にまつわる意見対立を取り上げ、弁護士と医師のそれぞれ異なる観点による討論を通じて、当時の中国での社会的価値観を論じた。続いて、この意見対立事件について、四つの生命倫理学原則の角度から倫理的苦境を分析した。そして、中国伝統医学と西洋医学の相違を比較し、それらによって輸血技術が社会的にどのように受け入れられていったかについての影響を検討した。その後に、戦争勃発によって、医学技術が社会的に受け入れられていったことを概述した。

本論文は、法律、医学と倫理視角の論争を分析することにより、近代中国における伝統と現代観念の衝突と融合、ならびに、戦争が現代医学理解に及ぼした影響について論じ、中国現代医学発展の道のりを読み解くために、歴史的参考を提供した。